

地域指定年度	昭和45年度
計画策定年度	昭和47年度
計画見直し年度	昭和62年度
	平成5年度
	平成14年度
	平成25年度
	令和2年度

宇土農業振興地域整備計画書

令和3年3月

熊本県宇土市

目 次

第 1 農用地利用計画	1
1 土地利用区分の方向	1
(1) 土地利用の方向	1
ア 土地利用の構想	1
イ 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	7
ア 農用地等利用の方針	7
イ 用途区分の構想	8
ウ 特別な用途区分の構想	10
2 農用地利用計画	10
第 2 農業生産基盤の整備開発計画	12
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	12
2 農業生産基盤整備開発計画	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
4 他事業との関連	13
第 3 農用地等の保全計画	14
1 農用地等の保全の方向	14
2 農用地等保全整備計画	14
3 農用地等の保全のための活動	15
4 森林の整備その他林業の振興との関連	15
第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	16
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	16
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	16
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	19
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 ..	19
3 森林の整備その他林業の振興との関連	20
第 5 農業近代化施設の整備計画	21
1 農業近代化施設の整備の方向	21
2 農業近代化施設整備計画	21
3 森林の整備その他林業の振興との関連	21

第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	22
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	22
2 農業就業者育成・確保施設整備計画	22
3 農業を担うべき者のための支援の活動	22
4 森林の整備その他林業の振興との関連	23
第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画	24
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	24
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	26
3 農業従事者就業促進施設	26
4 森林の整備その他林業の振興との関連	26
第 8 生活環境施設の整備計画	27
1 生活環境施設の整備の目標	27
2 生活環境施設整備計画	28
3 森林の整備その他林業の振興との関連	29
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	29
第 9 付図	30
1 土地利用計画図（付図 1 号）	30
2 農業生産基盤整備開発計画図（付図 2 号）	30
3 農用地等保全整備計画図（付図 3 号）	30
4 農業近代化施設整備計画図（付図 4 号）該当計画なし	30
5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図 5 号）該当計画なし	30
6 生活環境施設整備計画図（付図 6 号）該当計画なし	30
別記 農用地利用計画	別記-1
(1) 農用地区域	別記-1
ア 現況農用地等に係る農用地区域	別記-1
イ 現況森林、原野等に係る農用地区域	別記-56
(2) 用途区分	別記-61

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は、熊本県のほぼ中央部、熊本平野の南縁で有明海と八代海を二分する宇土半島の基部に位置し、半島のほぼ北半分を占めている。市域は、東西 20.4 km、南北 7.9 km と東西方向に長く、市の総面積は 7,430ha である。北は熊本市、南は宇城市に隣接している。

主に都市計画用途地域と国有林を除いた地域が農業振興地域に指定されており、令和 2 年現在、面積 6,499ha で、現況農用地面積は 2,535ha である。この現況土地利用の内訳は、田 1,451ha、畑 648ha、樹園地 436ha であり、農業用施設用地は 3ha、森林・原野 2,272ha、となっている。

市の南部には、宇土半島を形成する標高 477.6m の大岳山を中心とした尾根が東西に横たわり、本市はその北向き斜面と緑川をはじめとする河川堆積地帯の平坦地で構成される。また、本市の東部には標高 314.4m の雁回山がある。その山岳の傾斜地及び丘陵地には斜面を利用した樹園地が広がり、山麓の畑を経て平坦な水田地帯が広がって、熊本平野の一部を形成し、緑川を境界として熊本市と接している。

海岸寄りの水田地帯は海拔 0m の湛水地帯で、地下水位も高く豪雨時には冠水するため揚水機で排出している。また農業用水は平坦地が浜戸川等の河川水やため池、地下水から取水し、山麓の樹園地、畑、迫田等の農業用水は大小のため池にそれぞれ依存している。

J R 宇土駅を中心に市街地が広がっており、都市計画の用途地域が設定されている。この用途地域内では、商業施設や住宅だけでなく、鉄鋼、化学、木材、一般機械等の工業が集積し、特に国道 3 号及び県道 14 号を中心として工業の導入、大型店舗が進出している。これに伴い住宅団地も進展し、働く場所の創出や通勤、買い物等の利便性から都市化の広がりを見せている。

他の地域では、山林、田園、海洋等の自然、史跡、文化財等の資源が豊富であり、この資源を利用して観光開発、都市住民との交流等に力を入れている。

本市は、熊本市近郊という地理的条件等を備えていることもあり、人口は終戦後から増加の一途を辿っていたが、平成 17 年国勢調査人口の 38,023 人以降、緩やかな減少傾向に転じ、平成 27 年には総人口 37,026 人となっている。この減少要因は、平成 18 年から出生率より死亡率が上回るようになり自然増がマイナスとなったことにある。人口減少だけでなく、少子高齢化も進行しており、労働力の減少や地域活力の低下など、様々な面での影響が懸念されており、農業においても農業従事者の減少や高齢化への対策や担い手の確保が課題となっている。

■農用地

平坦部では水田が集団化しており、多くはほ場整備が完了した優良農地となっている。半島の山林を流域とする小河川沿いには迫田が形成され、これら水田の中には農地基盤が未整備な団地もみられる。また、宇土半島の北斜面や雁回山の麓には畑や樹園地が形成されている。

一方で、農作物価格の低迷や農業従事者の高齢化、担い手不足などにより、耕作放棄地が増加しており、担い手農家や集落営農への農地集積など、効率的な農業経営を推進するとともに、農作物の高付加価値化を図っている。今後も営農環境の改善と優良農地の保全に努め、本市の基幹産業である農業の振興を図っていく。

また、都市計画道路北段原線の整備とこれに伴う周辺地域開発、市長マニフェストに掲げられているウキウキロード沿線や計画路線である熊本天草幹線道路城塚インター周辺の長期的な地域開発、干潟展望広場の整備などが農地を対象に計画されており、周辺の営農環境に配慮しつつ、地域の振興と調和した農地の保全と有効活用を図っていく。

近年の農地減少傾向や各種開発計画により、農用地面積は10年後に137ha減少するものと推定される。

■農業用施設用地

個別農家の農業用施設は、ほとんどが集落内にあり独立したものがなく、園芸用施設も簡易ビニールハウスなど永久的施設は少ない。農業用施設用地は主にJA管理の共同利用施設用地が中心となっている。

今後も農業用施設用地の整備が進むものと想定し、10年後には面積が2ha程度増加するものと推定される。

■森林・原野

森林については、農業経営の合理化と農業経営者の高齢化等に伴い、営農条件が不利な迫田や山際の傾斜地農地などが山林へ転換されていくものと考えられ、今後10年間のうちに農地からの転換により10ha程度の森林面積が増加するものと推定される。

一方、新規住宅地や道路整備等に伴う山林の減少が考えられ、面積5ha程度が減少するものと考えられる。

このため、将来の森林・原野の面積は約5ha増加するものと推定される。

■その他

住宅用地の開発は都市計画用途地域内、工業用地の開発は都市計画区域内の工業専用・

準工業・工業の3つの地域と農村地域工業導入地区内への誘導を基本としており、集落内に点在する農地は、農家の分家住宅、農業用施設用地、農村集落環境施設整備用地等として活用を図っている。

一方で、本市で進行している人口減少や少子高齢化などにより、将来的には財政のひっ迫や地域コミュニティの希薄化など、様々な課題の発生が予測されている。これに対応するべく、都市計画道路北段原線の整備とこれに伴う周辺地域開発、市長マニフェストなどにも掲げられている県道14号・ウキウキロード沿線エリア土地利用検討や城塚インター周辺エリアの土地利用検討などの長期的な地域開発計画、干潟景勝地展望広場整備事業など、地域の振興と活性化に向けた様々な事業が検討・計画されている。このように、無秩序な開発を防ぎ、農業や周辺地域との調和を図りながら、計画的な土地利用転用を進めていく。

これらを踏まえ、その他の地域の面積は将来的に約130ha増加するものと推定される。

単位：ha, %

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R元)	2,535	39.0	3	0.0	2,272 (0)	35.0	—	—	—	—	1,689	26.0	6,499	100
目標 (R12)	2,398	36.9	5	0.1	2,277 (0)	35.1	—	—	—	—	1,819	28.0	6,499	100
増減	△137		+2		+5		—		—		+130		0	

(注) () 内は混牧林地面積である。

資料：平成元年 確保すべき農用地等の面積の目標達成状況

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農用地2,535haのうち、a～cに該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る(a)～(c)に該当する農用地以外の農用地約1,701haについて農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積 (ha)			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし					

(注) 上表に記載する地域、地区及び施設計画の範囲は、法第10条第4項に該当する土地とする。

- a. 集団的に存在する農用地（10ha以上の集団的な農用地）
- b. 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地
- c. a及びb以外で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地
 - ・果樹や茶等の地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要なもの
 - ・高収益をあげている野菜のハウス団地
 - ・国が補助を行わない土地改良事業等の施工に係る区域内にある土地
 - ・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地
 - ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者等の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該認定農業者等に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・農業経営基盤強化促進法に基づく特定農業法人が集積するとされている農用地
 - ・都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地
 - ・中山間地域等直接支払制度等の該当農地及び今後該当が見込まれる農地

ただし、cの土地であっても、次の834haの土地については農用地区域には含めない。

- (a) 集落区域内の農用地
- (b) 自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
 - ①おおむね傾斜度 1/100以上の農用地
 - ②都市公害（都市排水による汚染）が厳しく今後農用地としての存続が困難と認められる農用地
- (c) その他
 - 農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内における土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び比較的大規模な土地改良施設用地について、農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在，又は隣接するものであって，当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地 3ha について農用地区域として設定する方針である。

農業用施設の名称	位置 (集落名簿)	面積	農業用施設の種類
2ha 以上の規模の該当施設なし		ha	
計		ha	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

農用地区域内において、樹園地等農地として開発の可能性がある山林については、これまで開発がほぼ完了し、ここ数年は開発を希望する農家も出ていない。

これらを考慮して山林原野は、農用地区域に設定しないことを基本とするが、区域に点在する小規模な山林の中には、樹園地等農地に隣接して防風林等の機能を有し、農作物やハウス施設等の風被害防止に寄与している山林も数多く存在している。

これらの98haの森林・原野は、今後も農業生産上や農用地の保全上で持続した利用保全を図っていく必要があることから、農用地区域として設定し、保全していく方針である。

土地の種類	所在(位置)	所有者又は管理者	面積(ha)	利用しようとする用途	備考
森林・原野	A 宇土地区	—	0.00	—	
森林・原野	B 花園地区	—	0.00	—	
森林・原野	C 轟地区	個人所有地	25.18	防風林	
森林・原野	D 緑川地区	個人所有地	47.75	防風林	
森林・原野	E 走湯地区	個人所有地	0.08	防風林	
森林・原野	F 網津地区	個人所有地	1.72	防風林	
森林・原野	G 網田地区	個人所有地	23.47	防風林	
計			98.20		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農業振興地域内の現況農用地は2,535haで、この内1,701haを農用地区域に設定する。また、現況農業用施設用地3haの全部及び、現況森林・原野2,272haのうち98haについても農用地区域に設定し、合計で1,802haとする。

今後の利用方針は、平坦部水田地帯では地域に即した生産基盤整備や排水改良事業等を実施し、水稻、施設園芸（メロン、キュウリ、トマト、いちご）、麦作、葉たばこ、飼料作物等の営農を振興する。また山麓の樹園地は将来とも農用地として設定し、温州ミカン、ネーブル、甘夏、不知火等の果樹栽培を振興し、柑橘類の生産団地の形成を目指す。このため、一部の樹園地では改植等を推進する一方、農道やかんがい施設等の整備に取り組み、果樹栽培の効率化、経営の合理化を図る。

水田地帯の各種農業用施設については、既に生産団地の形成により各種施設が適切に配置されていることから、今後の新規施設は、生産性の向上、流通コストの軽減、品質の向上、農産物の加工施設等の重要性等を検討したうえで整備を進める方針であるが、その場合、農業用施設用地の選定は周辺の土地利用との関連を考慮して確保するものとする。なお、地区別の農用地等利用方針は次のとおりである。

(単位：ha)

区分 地区名	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
A地区 (宇土)	75	65	△10	0	0	0	0	0	0	0.05	0.05	0	75	65	△10	0.00
B地区 (花園)	147	70	△77	0	0	0	0	0	0	0.06	0.06	0	147	70	△77	0.00
C地区 (轟)	271	260	△11	0	0	0	0	0	0	1.95	1.95	0	273	262	△11	25.18
D地区 (緑川)	334	319	△15	0	0	0	0	0	0	0.14	1.14	+1	334	320	△14	47.75
E地区 (走潟)	181	181	0	0	0	0	0	0	0	0.42	0.42	0	182	182	0	0.08
F地区 (網津)	220	220	0	0	0	0	0	0	0	0.05	0.05	0	220	220	0	1.72
G地区 (網田)	473	473	0	0	0	0	0	0	0	0.36	1.36	+1	473	474	+1	23.47
計	1,701	1,588	△113	0	0	0	0	0	0	3.03	5.03	+2	1,704	1,593	△111	98.20

イ 用途区分の構想

(ア) A地区（宇土）

この地域は、都市計画用途地域北部の馬之瀬町、三拾町、松原町集落周辺の水田地帯と、用途地域南部の新松原町集落周辺の水田地帯からなる。都市計画用途地域と接し宇土駅からも近いことから都市化が進展している。平坦な土地で水稻を中心とした営農が行われており、今後も稲作営農の展開を図っていく。

用途地域南部の水田地帯は、国道3号周辺の工業用地や大型商業用地に囲まれており「県道14号・ウキウキロード沿線エリア土地利用検討」による地域開発の検討が進められている。事業化の際には、自然環境や周辺の農村集落との調和に努めた整備を推進する。

(イ) B地区（花園）

この地区は、市の東部に位置し、都市計画の用途地域の南東側に接している。国道3号や主要地方道八代鏡宇土線が地域を南北に貫通し、西部をJR鹿児島本線が通っている。また、国道や主要地方道の他にもウキウキロード打越・岩熊線があり、沿道や都市計画用途地域周辺で都市化が進んでいる。

農用地は潤川流域や松山町などに平坦な水田地域が広がっており、雁回山山麓に畑と樹園地が分布している。畑は集団性が乏しく、周辺には住宅化も点的に進んでいる。山麓の水田は未整備であるが、平坦な水田地域はほ場整備が完了している優良農地である。生産面では、水稻、麦、施設野菜、豆類、いも類が主に栽培されているが、農家は兼業農家が多く農業依存度も低い。このようなことから、将来は中核農家を中心とする集落営農組織、または農作業の受委託等によって経営の合理化を進め土地利用型農業経営を育成する。

潤川流域の水田地域では、「県道14号・ウキウキロード沿線エリア土地利用検討」による地域開発の検討が進められており、事業化の際には自然環境や周辺の農村集落との調和に努めた整備を推進する。

(ウ) C地区（轟）

この地区は、市中心地より南部に位置し、北東部は市街地に接している。農用地は平坦な水田が、背後の丘陵地には畑と樹園地約が台地の斜面上に開けている。

田、畑では古くから、葉たばこ、野菜（ハウス、露地）等の栽培が盛んで農業経営も比較的安定し、高水準の農家が多い。水田のほ場整備も完了しているが、一部に排水不良田があり、今後、排水改良事業等を実施して汎用性を高める必要がある。

また、この地区には轟水源や宇土城跡等の史跡文化財の資源が豊富で、これらの地域資源と農業分野の市民農園、体験学習等を組み合わせて都市交流の展開を図る。

本地域には都市計画道路北段原線があり、隣接する都市計画用途地域までは整備が進められている。本市市街地の外環状線としての役割を期待されており、今後基幹道路として整備を進めるとともに、沿線地域において民間の宅地開発などを推進し本市への定住促進を図る。事業化の際には、周辺農地の営農環境の維持と自然環境に配慮した整備を推進する。

(エ) D地区（緑川）

この地区は、宇土駅周辺の中心市街地から西方に2～5 kmほど離れており、JR緑川駅を中心とした農村地帯である。国道57号沿いは沿道サービス施設や住宅団地等が立地している。

JR三角線周辺とその北部には平坦で優良な水田地帯が広がっており、ほ場整備もほぼ完了している。しかし、干拓地を造成した海拔0mの湛水地帯であり地下水位も高いため、豪雨時には冠水する農地が多い。排水機による強制排水に依存しているが、排水施設の老朽化が進んでいることから、排水改良と農道整備を重点的に進め農用地の保全を図る。

農業生産は、施設野菜（メロン、トマト、いちご）、葉たばこ等が栽培されている。このほか、山麓部の斜面を利用した畑と樹園地が約95haがあり、普通畑は葉たばこ、野菜、樹園地は柑橘類が栽培されている。

本地域には熊本県の新たな交通の骨格となる、熊本天草幹線道路と城塚IC（仮称）の整備が計画されている。城塚IC（仮称）周辺の交通利便性向上を見越して「城塚インター周辺エリアの土地利用検討」による地域開発の検討が進められており、事業化の際には、自然環境や周辺の農村集落との調和に努めた整備を推進する。

(オ) E地区（走潟）

この地区は、北部を緑川に南部を浜戸川に取り囲まれた旧走潟村で、平坦な農地が広がっている。ほ場整備はほぼ完了し、水田の汎用性が向上した。

また、施設野菜は本市においても面積が大きく、今後も引き続き施設野菜づくりを振興する。

(カ) F地区（網津）

この地区は、国道57号とJR三角線で分断されており、北部には平坦な水田地帯が

広がり、南部は宇土半島の山麓に畑と樹園地が広がっている。JR住吉駅を中心とした国道沿線に住宅地が広がっている。水田は、平坦部の干拓地と網津川周辺の迫田に広がっており、山麓に畑と樹園地が点在する。

平成5年から平成19年にかけて区画整理事業や集落排水整備事業が進められ、営農環境が改善しているが、ほ場整備完了地区でも排水不良田が一部に見られるため、排水改良事業を実施し水田の汎用性を高める。

また、網津川上流の網引町猪白、小舟、清辻、馬立集落周辺には河川沿いに水田、山麓に畑、樹園地が開けている。

生産面では、平坦部水田地帯で水稻、麦類、豆類、葉たばこ、施設野菜等、山間部で柑橘類と多岐にわたっている。

さらに、この地区は有明海に面しており、自然景観に優れ、潮干狩り、海苔漁、温泉など観光資源に恵まれている。網田地区の宇土マリーナなどと連携した観光農園の創出等を考慮して農業を振興する。

(キ) G地区（網田）

この地区は、宇土市の最西部にあつて、山間部の斜面を開発造成した樹園地が多い。海岸沿いの下網田地区には水田が広がっており、普通畑は山麓に介在し集団したものは皆無といつてよい。

国道57号とJR三角線が北から南に貫通しており、肥前長浜駅と網田駅周辺と上・下網田などの丘陵地に農村集落が点在している。

平坦地では排水改良や農道等を整備し、水稻や施設野菜の栽培を、丘陵地では柑橘類の栽培をさらに推進する。

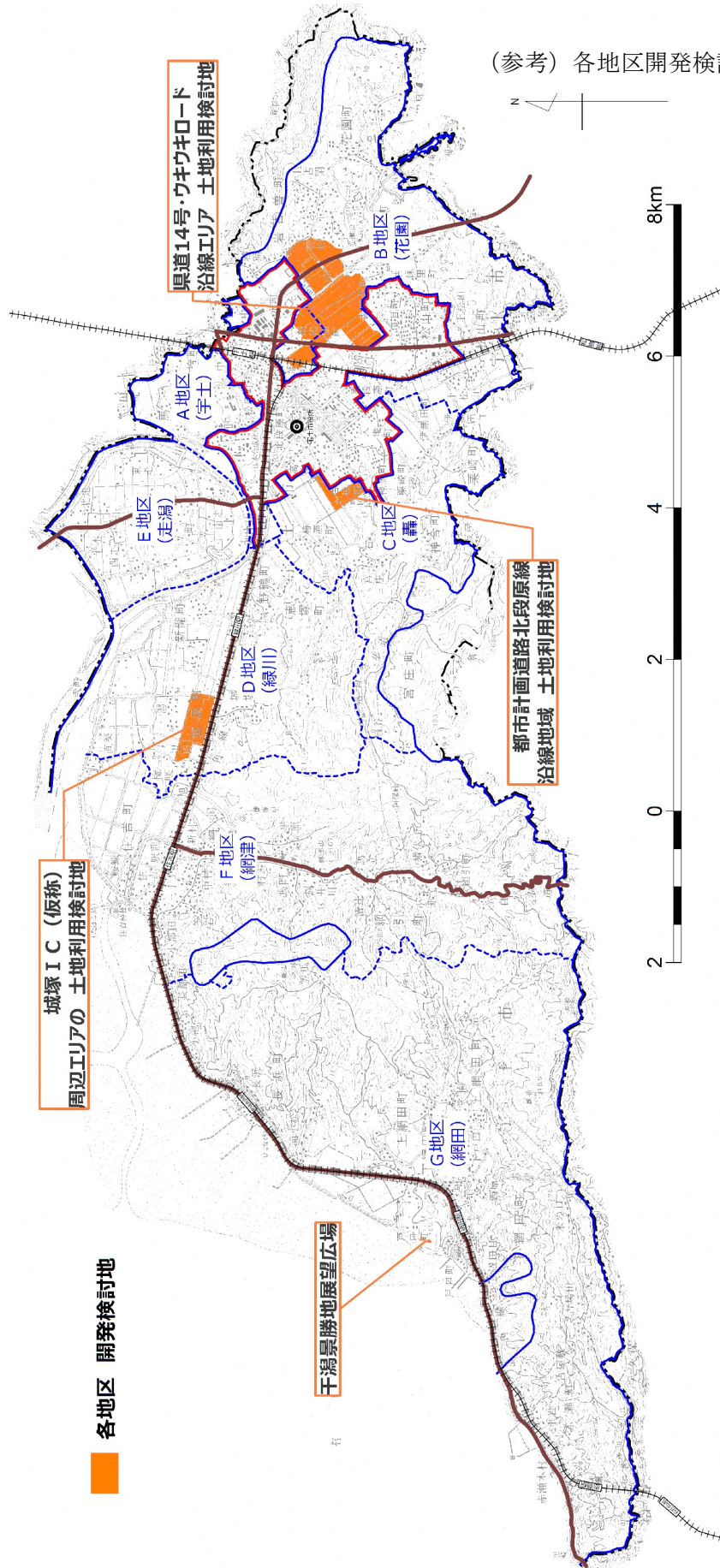
この地区は、熊本県の新たな交通の骨格となる熊本天草幹線道路と網田IC（仮称）の整備も計画されており、道の駅宇土マリーナやヨットハーバーなど観光施設やレクリエーション資源に恵まれ、景観も良好である。今後、隣接する網津地区などと連携した観光農園の創出等を考慮して農業を振興する。また、既存の展望所では駐車可能台数が少ないため、干潟景勝地展望広場として新たな展望所や進入路の整備を検討する。

ウ 特別な用途区分の構想

特になし。

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。



(参考) 各地区開発検討地分布図

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

■農業生産基盤に関する概況

農業振興地域内の農用地は、田は約 1,451ha、畑 648ha、樹園地 436ha からなる。水田の9割以上は平坦部にあり、残りは山間の小河川流域に介在するものと、山麓で一部平坦部水田と連なり集団化しているものがある。

畑は主として宇土半島及び雁回山山麓に介在し集団性に乏しい。このほか集落周辺にも小規模な畑が点在する。樹園地は、主として宇土半島山間山麓の傾斜を開発造成したものであり、一部は雁回山山麓にも点在している。

農業生産基盤の整備状況は、田 1,451ha のうち 58.2%の 844ha が基盤整備済みである。畑と樹園地の基盤整備はあまり進んでおらず、畑 648ha のうち 13.4%の 87ha が基盤整備され、樹園地の基盤整備はほとんど進んでいない。

■地区別整備の方向

地区別整備の方向は、水田地帯では未整備地区のほ場整備（F 網津地区）及び排水改良並びに用水路改修（B 花園地区、D 緑川地区、E 走潟地区、G 網田地区）を実施し、水田の汎用性を高める。

農道については、おおむね全域にわたって整備するが、一般農道の改修・舗装等についてはD 緑川地区、E 走潟地区、G 網田地区で、農免道路4路線はC 轟地区、D 緑川地区、G 網田地区を中心的な受益地として整備し、生産・流通の合理化と生活の利便性を高める。

なお、整備に当たっては、生態系や自然環境の保全、優れた農村景観の形成など農業・農村が有する多面的機能の維持増進が図られるよう、計画段階から地域の実情に応じたきめ細かい配慮に努めることとする。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図 番号	備 考
		受益地区	受益面積		
農道整備	農道 1,250m	宇土南部 2期	97ha	1	県営(交) 農道整備事業
農道整備	農道 514m	宇土北部 3期	334ha	2	県営(交) 農道整備事業
用水改良	用水路工 1,000m 揚水機場 1箇所 樋門 2箇所	宇八水 2	1,550ha	3	県営(交) 水利施設等整備事業
区画整理	区画整理 13ha	走潟	13ha	4	県営(競) 農業競争力 強化農地整備事業
区画整理	区画整理事業 170ha	緑川	172ha	5	県営(競) 農業競争力 強化農地整備事業
排水改良	排水機場 1箇所 排水路 880m	松原	134ha	6	県営(防) 用排水施設等整備事業
排水改良	排水機場 1箇所	網田	119ha	7	県営(防) 用排水施設等整備事業
排水改良	排水機場 1箇所	網津第 2	66ha	8	団体営 農地耕作条件改善事業

資料：平成 31 年農業農村整備事業管理計画書より

3 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、林業としての経済的な役割を持つ大切な資源であるが、それ以上に土砂災害防止や水源涵養といった多面的機能を持ち、市民にとっても大きな資源である。それゆえに、農免道路など道路網の整備に当たっては、森林が持つ多面的機能の保全を確保するためにも、農地と森林が一体となった整備を推進していく必要がある。

4 他事業との関連

特になし。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業の担い手の減少や農業従事者の高齢化が進む中、条件が悪い農地の耕作放棄地が拡大している。傾斜地が多い半島地域などの中山間地域においては、特に深刻化しつつあり、水田が持つ多面的機能の低下が懸念されている。

このため、中山間地域等直接支払制度や農地パトロールにより耕作放棄の発生を抑止し、耕作放棄地解消事業などを活用して耕作放棄地の再生を図る。また、農地中間管理機構や人・農地プランの策定と実質化を活用し、担い手への円滑な農地利用の集積を進め、耕作放棄地の発生を抑制する。

さらに、農業用機械の共同化、集落営農、農作業受託組織の育成等による農業生産活動の推進により、地域の実情に応じた省力・低コストの生産体制の整備を推進し、農用地の保全を図る。

海岸寄りの水田地帯は海拔 0m の湛水地帯で、豪雨時には冠水するため排水機で排出しているが、排水機場などの農業用施設の老朽化が進んでいるため、用水路や排水機場などの改修を図り、農地の保全に努める。また、網田地区や宇城海岸などで、高潮や津波等から農地を防護するための海岸保全施設の新設・改修事業を推進している。

また、平成 28 年の熊本地震では、土砂崩れや浸水による農業用施設や機械の損壊や農地の液状化による沈下等の被害があり、被災農業者向け経営体育成支援事業や農地災害復旧単独事業などを活用した復旧事業や災害対策を進めている。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)		
局部改良	堤防工 1,625m	網田	93.0	1	海岸保全事業 (高潮)
局部改良	嵩上工・グラウト工 ・陸開・樋門工 1 式	宇城海岸	114.0	2	海岸保全事業 (高潮)

資料：平成 31 年農業農村整備事業管理計画書より

3 農用地等の保全のための活動

集落営農等の取組を進めることにより、農業用機械の共同化を進め低コスト生産体制を図り耕作放棄地を発生させないよう保全をしていく。また、農地を将来にわたり良好な状態で保全し質的な向上を図るため、多面的機能支払交付金を積極的に活用し、農地や農道、農業用水路の草刈・補修等の維持活動を支援する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の平成31年の林野面積は2,902haあり、このうち国有林は426ha、民有林は2,476haである。国有林のうち312haは水源涵養林保安林に、民有林のうち22haが土砂流出防備保安林に、1haが土砂崩壊防備林に指定されている。国有林については農業振興地域外となっている。

平成27年現在、林家数は224戸で、林業経営体は14経営体である。これまで林道や作業道等の整備はほとんど行われていないこともあり、管理されていない状態の山林が増加しており、木材生産のみばかりではなく、国土の保全上や水源の涵養上、また自然環境の保全上からも荒廃した山林の適切な管理が必要になっている。このため、森林資源の有効利用と同時に森林保全管理を推進していかなければならない。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

宇土市は、熊本県の中央部に位置し、平坦部の水田地帯は緑川の河口に広がっており、熊本平野で形成されている。経営形態は、水稻を中心として野菜・葉たばこ・果樹・花卉等の複合生産で経営されている。今後は、地域の立地条件を活かし、特に施設園芸や葉たばこ・果樹・花卉等の高収益性の作目、作型を農業担い手中心に導入し、地域として産地化を図る。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で労働力の提供、農地の貸借等において、その役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

本市の農業構造については、昭和40年代後半より離農者が増加傾向にあり兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、平成以降は兼業農家の離農が著しく、専業農家の割合が高くなっている。これまでは、農家にとって農地の資産的保有傾向が強いことから、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は顕著な進展を見ないまま推移してきたが、近年では兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進み始めた。

一方、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者や担い手に継承されず荒廃している農地が増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。新たな担い手として、新卒就農者だけでなく、Uターン者等の離職就農者も増加傾向にあり、就農形態も多様化している。

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営の指標は、宇土市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(1経営体当たり概ね750万円以上)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度)の水準を実現できるものと

し、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

上記で示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〈家族経営〉

- ア 目標農業所得…………… 1 経営体当たり概ね 750 万円以上
主たる従事者 1 人あたり 375 万円程度
- イ 自家労働…………… 経営者を含めて従業者 2 人
- ウ 労働時間…………… 1 従業者当り 2,000 時間程度

〈法人経営〉

- ア 目標農業所得…………… 1 法人当たり概ね 1,500 万円以上
- イ 労働時間…………… 1 従業者当り 2,000 時間程度

※法人経営については経営の近代化を図るため、上記のとおりとするが、認定に当たっては個々の経営形態を考慮し判断するものとする。

〈協業経営〉

- ア 目標農業所得…………… 1 法人当たり概ね 2,500 万円以上
- イ 労働時間…………… 1 経営体当たり 12,000 時間程度

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族経営	水稻+野菜	2.5 ha	水稻作付 150 a ミニトマト (冬春) 50 a ミニトマト (夏秋) 50 a	20 戸	50 ha
	水稻+野菜	1.1 ha	水稻作付 70 a キュウリ (抑制) 10 a トマト (冬春) 30 a	50 戸	55 ha
	水稻+野菜	2.6 ha	水稻作付 100 a 春メロン 90 a 秋冬メロン 70 a	30 戸	80 ha
	水稻+野菜	1.9 ha	水稻作付 110 a 春メロン 50 a 秋冬メロン 30 a	30 戸	60 ha
	水稻+野菜	1.5 ha	水稻作付 120 a イチゴ 30 a	50 戸	75 ha

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家族経営	タバコ+水稲	3.6 ha	タバコ 200 a 水稲作付 160 a	15 戸	55 ha
	水稲+野菜	2.5 ha	水稲作付 210 a キュウリ (冬) 40 a	25 戸	60 ha
	果樹	2.3 ha	早生温州みかん 70 a ネーブル 80 a 不知火 (露地) 80 a	30 戸	70 ha
	水稲+果樹	3.0 ha	水稲作付 100 a 普通温州ハウス 100 a 不知火 (露地) 100 a	15 戸	45 ha
	水稲+花き	1.4 ha	水稲作付 100 a トルコギキョウ (2度切) 20 a (1度切) 20 a	35 戸	50 ha
	畜産		養豚 120 頭	2 戸	—
	水稲+畜産	2.0 ha	水稲作付 200 a 肥育牛 150 頭	2 戸	4 ha
法人経営	水稲+施設園芸	4.0 ha	水稲作付 300 a 秋冬トマト又はキュウリ 100 a	5 戸	20 ha
協業経営	水稲+新規需要米 +麦	51.0 ha	水稲作付 4,100 a 新規需要米 1,000 a 麦 4,100a	1 戸	51 ha

- (注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者 1 人、補助従事者 1～2 人として示している。なお、労働力構成が異なる場合は、その旨特記しておくことが適当である。
- 2 農業経営の指標として示す営農類型は、類似のものへの適用を前提として、その地域において現に展開している多様な営農類型をおおむねカバーし得るものとなるよう、土地利用型から集約的施設型農業経営、さらには複合経営に至るまで多岐にわたるものとするのが望ましい。
- 3 地域の特性に応じて当該市町村が属する都道府県基本方針には掲げられていない営農類型を市町村が示すことは差し支えない（組織経営体についても同様）。
- 4 労働時間については 1 従事者あたりで記載している。
- 5 経営規模での、労働時間及び所得は、熊本県経営指標を参考に記載している。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業担い手の確保に対する活動はもとより、生産基盤の整備（ほ場整備、用排水路、農道等）を推進し、水田の汎用性を高めて効率的な生産環境を確保していく。

さらに、効率的な農業経営を育成するため、農業協同組合、県農業普及・振興課のもと、既存施設園芸の作型、品種改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。新たな施設園芸（野菜、花き）の導入・促進や共同利用機械の普及・促進を図り、農家数の減少、労働力の弱体化等を克服するよう、生産組織を上げて地域農業の活力の向上を目指す。

また、近年ではロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現するスマート農業が推奨されており、本地域においてもスマート農業の導入に向けた情報収集と検討を進めていく。

これらを踏まえ、今後の誘導方向として以下の取組を推進していく。

- ① 水稲転作作物の定着化に努め、畑作と共に計画的に不作付地や捨て作りを解消、同時に作付の団地化を促進する。
- ② 裏作については、共同利用機械や施設の導入を一層進め、花き、飼料作物、麦類の作付面積を拡大する。
- ③ 総合的な利用方向としては、担い手の高齢化、後継者不足、農村の混住化等により農業集落の機能が低下してきている中、集落の話し合いにおいて策定された人・農地プランを基に担い手への農地集積や集落営農組織を育成し、地域農業の維持発展のため支援していく。また、既存の集落営農組織に関しては、経営基盤の強化を図るため、法人化を進める。
- ④ スマート農業や企業などの農業参入を促進させることで、新しい農業技術の導入などが地元の農業者の経営改革につながり、農商工連携や6次産業化など地域の雇用機会が拡大するといった地域活性化効果も期待されるため、県と連携し、情報収集や導入の検討、積極的な誘致を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

販売農家のうち営農規模5ha以上の経営体の割合は、平成17年は5.5%、平成22年は

7.0%、平成27年は9.5%と増加が続いており、大規模農家への耕地の集積が進んでいることを示している。

更なる農地の流動化に向けて、集落で地域農業のあるべき姿を話し合い農地の流動化を図る「人・農地プラン」の定期的な見直しとその実質化事業を推進するとともに、農地中間管理機構を活用して、農業経営の中止や縮小を検討されている農地を効率的に中核農家に集積・集約する。

このような制度と併せて、農作業受託や農地の利用権設定を進めることにより、実質的な作業単位の拡大を促進するとともに、意欲的な農業経営の育成に努める。

また、兼業農家を含めた集落営農組織を広範囲に育成し、能力があり規模拡大を目指す農家には経営の高度化・効率化のための重要な手段である農業経営の法人化についても状況に応じ支援を行う。

これらの農業経営基盤強化促進に関する事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 人・農地プラン策定及び実質化事業
- ② 農地中間管理機構事業
- ③ 利用権設定等促進事業
- ④ 農地保有合理化事業の事業を促進する事業
- ⑤ 農地集積加速化事業
- ⑥ 農地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑦ 委託を受けて行う農作業の実施を行う農作業の実施を促進する事業
- ⑧ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する
- ⑨ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

3 森林の整備その他林業の振興との関連

樹園地が林地等の中に点在しているため、農業振興地域整備計画との関係に留意し、除間伐等に必要な作業道等の整備を進めるなど、農林業一体となって土地の有効利用を図る。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

地域における基幹作目としては、米、施設園芸、葉たばこ、果樹があげられる。また複合部門としては、麦、花き、肉用牛、養鶏等によって経営が確立している。このようなことから従来における施設整備は、これら作目の団地形成を背景としながら、生産、流通の合理化、近代化を図る視点から整備されてきた。今後は次の方向に沿って推進する。

- ① 無駄な投資を排除するため、既存施設を最大限有効に利用し、また施設整備の重複を避ける。
- ② 作目生産の将来見通し（新規作目の導入も含む）や生産組織の育成見通し等を考慮して施設を整備する。
- ③ 施設整備が生産、流通コストの低減につながり、かつ地域資源の利用及び付加価値を高める加工施設並びに農村環境改善等に役立つ施設を整備する。

2 農業近代化施設整備計画

現在は具体的な近代化施設の整備事業は計画されていないが、前項の方向に沿って、地域で必要とされている近代化施設等を把握し、緊急性のある施設について整備を検討していく。

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積 (ha)	受益戸数 (戸)			
整備計画なし							

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

集落での人・農地プラン策定により地域の中核農家や集落営農組織への農地の集約を推進するとともに、集落営農組織や機械利用組合を中心とした農作業の受委託の拡大と共同利用を図る。また、高性能機械の導入促進により、中核農家の育成や農作業のオペレーターや地域リーダーの育成を図る。未来の農業担い手を育成するため、人・農地プランによる農業次世代人材投資事業を活用し新規就農を促進させる。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

現在は具体的な農業就業者育成・確保施設の整備は計画されていないが、前項の方向に沿って、本地域の新規就農者育成に関する問題点やニーズを把握し、緊急性のある施設について整備を検討していく。

施設の種類	施設の内容	位置及び規模	施設の対象者	対函番号	備考
整備計画なし	—	—	—		

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業就業者の育成・支援に向け、以下について取り組んでいく。

■認定農業者の育成・支援

本市農業経営アドバイザーを活用し、経営相談や現地指導を行う。また、家族経営協定締結による就業環境改善などを推進し、家族経営の活性化に努める。

その他、農業者が経営の改善を図るために行う、施設整備費などの農業制度資金による借入金については、農業者の負担軽減のための利子助成を行う。宇土市認定農業者協議会による年間を通じた様々な研修により農業技術の向上を図る。

強い農業・担い手づくり総合支援交付金等を活用し農業生産基盤・機械施設整備を支援する。

■農業法人化の推進

集落営農組織に対し、農業経営アドバイザーを活用した法人化に向けた経営や指導を行うとともに、県などが主催する法人化に向けた説明会などに参加を促す。

農の雇用事業を活用し、法人が雇用を受け入れやすい環境を促進する。

■女性就農者の育成と参画

6次産業化事業や家族経営協定締結など農業経営及びこれに関連する活動に主体的に参画する女性農業者を育成し、農村における男女共同参画社会を形成する。

■多様な担い手の育成

集落内の話し合いにおける人・農地プランの策定により、集落内の農家の共同作業による集落営農を基本に、農業生産の組織化を進め、さらに、生産組織自体の法人化や生産組織のオペレーター等の専従的農業者から個別経営体への発展を図る。

■新規就農者の育成・確保

農業後継者不足が深刻化している中で、Uターン就農者や新規参入者が多様な就農ルートに対応した新規就農者を確保育成するため、以下の支援事業を実施する。

- ① 農業次世代人材投資事業の活用
- ② 農業経営アドバイザーによる就農のための個別指導

■営農環境の改善

農業経営の改善による望ましい経営を図るため、施設型農業については、低コスト・高品質生産と調和を図りながら、機械化・省力化技術の導入、作業環境の改善、ピーク時期の作業の雇用化（パート）などにより、労働時間の短縮、重労働の軽減など、就業条件の改善を進めるとともに、経営管理の合理化や雇用労働をめぐる問題などへの適切な対処を行う。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農業従事者が安定的に営農を続けるため、今後も就業機会の確保に向け支援する。

(単位：人)

区分		従業地								
		市内			市外			合計		
I	II	男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	林業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	漁業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	鉱業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	建設業	15	6	21	18	0	18	33	6	39
	製造業	31	11	42	44	18	62	75	29	104
	電気・ガス・熱供給・水道業	6	3	9	9	3	12	15	6	21
	情報通信業	0	0	0	5	1	6	5	1	6
	運輸業	6	2	8	20	1	21	26	3	29
	卸・小売業	5	6	11	14	16	30	19	22	41
	金融・保険業	0	0	0	4	5	9	4	5	9
	不動産業	0	2	2	1	1	2	1	3	4
	飲食店・宿泊業	0	3	3	2	2	4	2	5	7
	医療・福祉	8	33	41	14	46	60	22	79	101
	教育・学習支援業	1	8	9	3	5	8	4	13	17
	その他サービス業	11	14	25	29	29	58	40	43	83
	複合サービス事業(協同組合等)	11	3	14	10	7	17	21	10	31
	公務	20	9	29	21	6	27	41	15	56
	その他	10	14	24	19	27	46	29	41	70
	職業無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	128	114	242	213	167	380	341	281
自 営 業	林業	4	1	5	0	0	0	4	1	5
	漁業	9	7	16	0	0	0	9	7	16
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	16	7	23	1	0	1	17	7	24
	製造業	6	2	8	1	1	2	7	3	10
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	1	1	0	1	2	0	2
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業	3	0	3	1	0	1	4	0	4
	卸・小売業	5	4	9	1	0	1	6	4	10
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	2	0	2	2	1	3	4	1	5
	飲食店・宿泊業	0	0	0	0	1	1	0	1	1
	医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育・学習支援業	1	0	1	0	1	1	1	1	2
	その他サービス業	8	5	13	2	1	3	10	6	16
	複合サービス事業(協同組合等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	8	4	12	0	1	1	8	5	13
	職業無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計	63	30	93	9	6	15	72	36

区分		従業地								
		市内			市外			合計		
I	II	男	女	計	男	女	計	男	女	計
出稼ぎ	林業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸・小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店・宿泊業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス事業(協同組合等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	職業無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		1	0	1	0	0	0	1	0
日雇い・臨時雇い	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	漁業	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	3	1	4	3	0	3	6	1	7
	製造業	1	0	1	1	1	2	2	1	3
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	情報通信業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	運輸業	0	0	0	1	0	1	1	0	1
	卸・小売業	1	4	5	1	2	3	2	6	8
	金融・保険業	0	1	1	2	0	2	2	1	3
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	飲食店・宿泊業	0	3	3	0	1	1	0	4	4
	医療・福祉	1	6	7	0	4	4	1	10	11
	教育・学習支援業	1	4	5	1	2	3	2	6	8
	その他サービス業	4	3	7	2	7	9	6	10	16
	複合サービス事業(協同組合等)	4	0	4	3	0	3	7	0	7
	公務	1	2	3	0	0	0	1	2	3
	その他	5	9	14	2	6	8	7	15	22
	職業無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計		24	33	57	17	23	40	41	56
総計		216	177	393	239	196	435	455	373	828

(注) 出典：令和元年実施農振アンケート調査による

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

■就業機会の拡大

本地域では宇土及び花園の両地区に、農工団地を設定し工場の誘致を図ることにより、農業従事者の雇用を計画的に促進し、農業従事者の農業就業構造の改善を図っている。

農村地域工業等導入実施計画では、両地区で雇用従業員数約 1,880 人、農業従事者の雇用 1,163 人を計画していたが、実績は雇用従業員 326 人、うち農業従事者 76 人と計画を大幅に下回っている。この原因は、宇土地区に 7 企業、花園地区に 1 企業は操業しているものの、花園地区の 1 企業は現在も未操業の状態が続いていること、また、花園地区に 1 区画約 1.8ha の用地が残っていることにある。

緑川工業団地においては、「農村活性化土地利用構想」の工業用地区域として指定を受け、農村地域における地域の活性化、土地利用の安定化を進めるとともに、雇用効果の高い企業の誘致により就業の場の確保を図った。全区画において誘致が完了し、18 企業が操業中、235 人の従業員を雇用している。

現在、長引く経済の低迷にあつて企業の設備投資も低調ではあるが、今後、未操業地への工場立地を進め、就業機会の拡大を目指す。

■就業相談の強化

新規工場等が進出すれば、当該企業と協議し、雇用計画に基づき農業従事者等を対象とした就業相談活動を実施、農業従事者の円滑な就業を促進する。その場合、農業後継者の有無についても確認でき得れば必要な調整を行う予定である。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

本地域は交通の要所にあり、鉄道、国・県道も多く集中した道路網を形成しており、これに伴って交通事故の発生度も高い。

海岸堤防や河川堤防が多く、平坦部の水田地帯は海拔 0mにあるため、豪雨時には冠水する。湛水防除事業等の実施によって、災害等の危険度は低くなってきたが、一部には未だ完全に解消されていない区域もみられる。

宇土半島の山間部においては、傾斜地の山林と果樹園が混在し、崩壊の危険箇所を抱え防災対策が求められている。

さらに、平成 28 年には熊本地震が発生し、激しい地震と記録的な豪雨により、河川の決壊・氾濫、宅地への土砂流入などの甚大な被害を受けた。これにより、市民の防災に関する意識も高まっている。

また、都市部と農村部において生活基盤施設としての上水道、公共下水道、し尿、ごみ処理の問題があり、農村集落では集落排水施設等の課題がある。農村特有の生産資材利用後の廃棄物（ビニール、肥料袋、農薬空き缶等）処理の課題もある。

この他、農村集落にける生活環境や環境施設に係る様々な課題があり、これらの解消及び解決に向け以下の取組を推進する。

ア 安全性

- ・ 河川施設の改修、護岸整備により大雨時の氾濫防止に努める
- ・ 急傾斜崩壊危険箇所に対して、国県と連携した対策工事の推進
- ・ 国県と連携し、山林の土砂災害防止機能や水源涵養機能が発揮できるよう治山事業に取り組む
- ・ 宇土市建築物耐震改修促進計画に基づく戸建て住宅の耐震化の推進
- ・ カーブミラーやガードレール、区画線などの道路交通環境の整備の推進
- ・ 市道の拡幅改修工事により通行車両の円滑化と歩行者の安全性の確保
- ・ 老朽化した橋梁の長寿命化と市道の補修
- ・ 防犯灯の新設や老朽化による建て替えや防犯カメラの設置を支援
- ・ 生活安全パトロール隊による巡回や自主防犯組織の結成など防犯体制の整備
- ・ 防災マップなどによる防災情報の広報活動、各種防災訓練の実施

イ 保健性

- ・ 老朽化した配水管や浄水施設の維持管理整備と水道水の安定供給に努める

- ・ 下水道認可区域外での合併浄化槽の設置促進
- ・ 宇城広域連合等と連携してし尿を適正に処理し水質の汚染防止に努める
- ・ 宇城広域連合による廃棄物処理施設の更新による一般廃棄物の適正処理の推進
- ・ 医師会との連携により，休日診療や救急医療体制を確保

ウ 利便性

- ・ 熊本天草道路や国県道の整備充実に向けて，県などの関係機関へ働きかける
- ・ 生活環境施設の地区的適正配置
- ・ 現在運行しているバス路線を維持し，運行地域の公共交通機関を確保する

エ 快適性

- ・ 既存公園や広場の維持管理
- ・ 公営住宅長寿命化計画に基づいた市営住宅の計画的な改善と維持管理

オ 文化財

- ・ 生涯学習に関する講座の企画・運営や中央高齢者大学，各地区公民館での生涯学習講座や成人講座，子供地域活動などを行い，学習の機会を充実させる
- ・ 様々な知識や技術を持つ地域の方々を募り，学校や団体，地域に派遣し，伝統・文化などの学習や世代間の交流を行うことによって，地域教育力の向上と生涯学習の推進を図る
- ・ 公民館や図書館などを生涯学習の拠点施設として，公民館活動や生涯学習活動が全市的に展開できるよう，施設改修などの環境整備を進める

2 生活環境施設整備計画

現在は具体的な生活環境整備事業は計画されていないが，前項の方向に沿って，地域で必要とされている施設等を把握し，緊急性のある施設について整備を検討していく。

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
整備計画なし				

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図4号）該当計画なし
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（付図5号）該当計画なし
- 6 生活環境施設整備計画図（付図6号）該当計画なし